

保育支援

保健師による育児支援

保健センターや各支所にいる保健師は、家庭訪問や保健事業を通して、育児の悩みや不安などの相談に応じて育児不安の解消や軽減を図ります。随時、電話による相談や訪問も行っていますのでお気軽にご相談ください。

- 健康診査（3～4カ月児・6～7カ月児・1歳6カ月児・2歳児・3歳児）
- 健康相談（妊産婦・2カ月児・1歳児など）
- 健康教室（離乳食・ボディートークなど）
- 母子健康相談
- 予防接種
- 療育ネットワークの会



学童保育所

保護者が仕事などで昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ります。次の施設の敷地内にあります。

- 三角町…みすみ保育園、頌和保育園
- 不知火町…不知火小
- 松橋町…松橋・豊川・豊福・当尾小
- 小川町…白百合保育園、海東保育園、大空保育園
- 豊野町…豊野小

～平成19年度からの新しい取り組み～

河江小学校区に学童保育所設置

平成19年度に河江小学校の隣接地に、専用の施設を建設予定。それまでは小川地区コミュニティーセンターで運営します。保護者会運営。

つどいの広場事業

家庭で育児をする親子を中心に、気軽に集い、交流を図ることを目的としています。子育ての相談や情報提供を行います。

実施場所：宇城戸馳学習センター（三角町の旧戸馳小跡地）

ファミリー・サポートセンター事業

援助を受けたい人と、援助を行いたい人との調整を市が行い、子育ての支援をします。具体的には、保育施設までの送迎（保育開始前や終了後の児童の預かり）や放課後の学童の預かり、親の都合による子どもの預かりなどです。三角町と不知火町の一部以外の方は、民間団体「ぐらんま」がすでに事業を行っていますので、福祉課にご相談ください。

実施場所：宇城戸馳学習センター

病後児保育事業

子どもがインフルエンザなどの流行性感染症で登園できなくても、保護者が休まなくてよいため取り組み。豊福保育園（☎33—1931）で実施中。事前の登録が必要（緊急時は当日も可）です。

児童手当制度

12歳到達後、最初の3月31日までにある児童（小学校終了前の児童）を養育している人に手当を支給（ただし所得制限あり）。支給月額第1子と第2子5,000円、第3子以降10,000円。

乳幼児医療費助成制度

義務教育就学前（3月31日）までに受診した医療費を支給。申請書に領収書を添付の上、本庁または各支所健康福祉課に提出すると、登録してある口座へ医療費が振り込まれます。

申し込み期限は毎月20日、支給は翌月第3木曜日。申請期間は診療月の末日から6カ月以内。

保育料の助成

認可保育園で第2子以降を同時にお預かりする場合、第2子の保育料は月額の2分の1、3人目以降は無料。

また、幼稚園の入園料と授業料には所得状況に応じた減免措置があります（対象は満3歳からで年度末に調整）。いずれも対象者は市に住所がある人です。

児童扶養手当

離婚などにより父と生計を同じくしていない母子世帯などが対象。18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害にある子は20歳まで）を養育する母または養育者に手当を支給。手当月額は全部支給41,720円、一部支給41,710円～9,850円、第2子5,000円。第3子以降は1人当たり3,000円が加算されます。

母子医療費助成制度

主に児童扶養手当受給者と児童に対し、かかった医療費の3分の2を助成。



経済的支援

宇城市ではお子さんが生まれると、こんな育児支援を行っています。安心して子育てをするためにご利用ください。問合せ先 福祉課 子育て支援係 ☎32—1111

市が行う育児支援サービスをご紹介します。